

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
令和5年度鶴見川流域防災拠点広報補助業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和5年4月3日	特定非営利活動法人鶴見川流域ネットワーク 神奈川県横浜市港北区綱島西2-19-1 レーベンス綱島西II-A	9020005004556	本業務は、鶴見川流域水マスタープラン（以下「水マス」という。）の推進を図るため、流域の市民等が多数来訪する鶴見川流域センターにおいて、水マスや鶴見川流域への理解が深まるよう情報発信、施設管理運営、団体対応及び学習会を実施するものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、業務に対する実施方針・実施フロー・工程表、特定テーマに対する企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 特定非営利活動法人鶴見川流域ネットワークは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	¥13,970,000	—		企画競争
令和5年度鶴見川流域水マスタープラン推進補助業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和5年4月6日	(株)ニデア 神奈川県横浜市港北区篠原町2792-3	3020001063693	本業務は、鶴見川流域全域を業務範囲として、流域住民一人一人が「鶴見川流域水マスタープラン」（以下「水マス」という。）を理解し、安心、安全のための自発的な取り組みを促すための広報活動を行うものである。また、水マスの5つのマネジメント内容に関して市民への理解を深めるため、意識啓発を推進するものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、業務に対する実施方針・実施フロー・工程表、特定テーマに対する企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社ニデアは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	¥9,196,000	—		企画競争
令和5年度鶴見川流域対策広域連携支援業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和5年4月10日	特定非営利活動法人鶴見川流域ネットワーク 神奈川県横浜市港北区綱島西2-19-1 レーベンス綱島西II-A	9020005004556	本業務は、鶴見川流域の治水、水環境、自然、防災、水辺ふれあいを実現し、健全な水循環系を構築するために策定された「鶴見川流域水マスタープラン」（以下「水マス」という。）を推進するために行うものである。本業務では、流域における水マスの目標に合致した活動団体等として認定されている「水マス推進サポーター」（以下「サポーター」という。）同士及び、鶴見川流域水協議会の各自治体とサポーターの意見交換、活動交流、相互支援等の機会を提供することにより、サポーターの活動内容の拡大と、更に広く流域の市民、市民団体、企業等の意識を盛り起こし、流域貢献活動へ誘導することを目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、業務に対する実施方針・実施フロー・工程表、特定テーマに対する企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 特定非営利活動法人鶴見川流域ネットワークは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	¥7,920,000	—		企画競争
R5多摩川中流域河川情報発信業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和5年4月10日	特定非営利活動法人多摩川センター 東京都渋谷区神宮前1-20-14 神宮村301	5011005001011	本業務は、多摩川における河川の整備や環境対策、防災対策への取り組み等、情報の発信を行い、河川事業及び防災対策についての理解を深めてもらうことを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画立案を必要とすることから、業務に対する実施方針・実施フロー・工程表、特定テーマに対する企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 特定非営利活動法人多摩川センターは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	¥4,913,700	—		企画競争

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R 5 多摩川流域懇談会運営補助業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和5年4月13日	株式会社建設技術研究所東京本社 東京都中央区日本橋浜町3-21-1	7010001042703	本業務は、多摩川流域の河川事業に対する理解を深めてもらい、市民と行政がこれからの多摩川を育むコミュニケーションの場として行われる多摩川流域セミナーの企画案作成を行う多摩川流域懇談会運営委員会の運営補助を行うものである。また、多摩川流域セミナーにおいては、意見交換会等で参加者から得られた意見を集約し、多摩川水系河川整備計画のフォローアップ等の基礎資料として整理とりまとめるものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、実施方針・実施フロー・工程計画、特定テーマなどを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 建設技術研究所東京本社は、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	¥7,458,000	—		企画競争
R 5 夏休み多摩川教室運営補助業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和5年5月23日	(株) エム・シー・アンド・ピー 東京都千代田区紀尾井町4-1新紀尾井町ビル	2120001041913	本業務は、多摩川流域の子供を対象として、河川事業、河川環境、河川防災等に対する理解を深めてもらうことを目的として開催する「夏休み多摩川教室」の運営補助を行うものである。 また、効果的な情報発信となるような広報および京浜河川事務所が出展する内容の企画提案を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画立案を必要とすることから、業務に対する実施方針・実施フロー・工程表、特定テーマに対する企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 (株) エム・シー・アンド・ピーは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	¥4,851,000	—		企画競争
R 5 単価契約京浜河川事務所不動産鑑定評価業務（その1）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和5年8月2日	片岡不動産鑑定士事務所 東京都板橋区成増1-30-10-907	—	本業務は、京浜河川事務所が実施する事業に必要な評価対象地域内の使用料等を算定するための鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む）の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実績、資格、業務実施方針などを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 片岡不動産鑑定士事務所は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、上記業者と契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	¥177,100	—		企画競争 契約金額は、基準単価。単価契約

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備 考
R 5 単価契約京浜河川事務所不動産鑑定評価業務（その2）	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和5年8月2日	神奈川鑑定 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町284-8-411	—	本業務は、京浜河川事務所が実施する事業に必要な評価対象地域内の使用料等を算定するための鑑定評価及び鑑定評価書（意見書等を含む）の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実績、資格、業務実施方針などを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 神奈川鑑定は、企画提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、上記業者と契約を行うものである。 適用法令 会計法29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	¥177,100	—		企画競争 契約金額は、基準単価。単価契約
小倉宿舎ポンプ交換緊急修繕	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和5年8月31日	株式会社新東美装 東京都世田谷区上用賀4-3-8	3010901005416	小倉宿舎ポンプが停止し、給水ができない状態（断水）となった。この状況を放置しておく、職員の生活上多大な影響を及ぼすため、急を要することから、本修繕の履行にあたっては早急な対応ができることが不可欠である。 上記業者は、当宿舎修繕の実績があり構造を熟知しており、当日、緊急対応が唯一可能であり、迅速に対応が行えることから、下記法令に基づき契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令102条の4第3号	¥1,360,700	¥1,360,700	100.00%		緊急随契
R 5 多摩川河床安定化基礎資料調査業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和5年12月7日	学校法人中央大学 中央大学研究開発機構 代表 石井 洋一 東京都文京区春日1-13-27	4010105000221	本業務は、多摩川の河道特性や局所洗掘等の課題を踏まえ、今後の整備目標を踏まえた上で、河川改修に伴う適正な河床高の維持管理に向け、河床安定化に関する水理的な評価検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度で高い信頼性を有する業務とすることから、実施方針・実施フロー・工程計画、特定テーマなどを含めた高度で高い信頼性を求め、企画競争により選定を行った。 学校法人 中央大学は、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 適用法令 会計法29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	¥9,812,000	—		企画競争